

第4回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会 議事録

- 開催日時 令和5年12月27日（水）午後2時～午後3時10分
- 開催場所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 議 題 (1) 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
(2) その他
- 資 料
資料1 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案
- 出席者
岡田委員、外山委員、河合委員、木村委員、市原委員、森田委員、馬淵委員
吉田委員、長谷川委員、山岸委員、山本委員、和多委員、槇原委員
清野委員、谷掛委員
(15人出席／18人中)
(欠席者)
名倉委員、品川委員、増田委員、
事務局
保健福祉部高田次長、高齢福祉課北倉課長、小林課長補佐、寶來主任、
大兼主査
傍聴者
1名

議 事 録

事務局	それでは定刻になりましたので、ただ今より第4回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会を開催いたします。私は本日、司会をいたします高齢福祉課の小林と申します。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。本日はご多忙にも関わらずご出席いただきましてありがとうございます。 まず始めに携帯電話につきましては電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。次に、机上に置かせていただいているマイクの説明をいたします。ご発言をいただく際は本体部分のスイッチを押してオンにいただき、ランプが付きましたらご発言ください。ご発言後は再度スイッチを押していただきマイクをオフにしてください。なお、本日の会議は議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。 それでは、事前にお渡しの上、本日ご持参いただいている配布資料の確認をさせていただきます。皆さま配布資料はお持ちいただいておりますでしょうか。本日の資料ですが、事前に配布している資料としましては第4回会議の次第、資料1「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案」になります。また、当日配布しております資料としまして、基本施策2「社会活動の促進」の差し替え資料、基本施策3「就労支援の充実」の差し替え資料、「パブリックコメント募集資料」以上となっておりますが、不足等はございませんでしょうか。 本日は委員18名中15名の出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、お席につきましては事務局で指定させていただいております。併せてご了承くださいますようお願いいたします。次に、本日の会議の傍聴者希望者について、ご報告をさせていただきます。
事務局	本日は1名の傍聴希望者がいらっしゃいますので、ご報告させていただきます。
事務局	それでは、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、岡田会長に議長をお願いいたします。
岡田会長	それでは、これ以降の進行につきまして、着座にて私が進めさせていただきます。まず、次第（1）門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局	それでは議題1「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案」につきまして、資料1に基づきまして説明をさせていただきます。 前回の審議会においてお示しいたしました計画骨子案の内容から統計データ等については一部、最新のデータに更新しまして、第4章、第5章を追加した内容となっております。本日の素案には掲載はしておりませんが、最終の計画には第1号被保険者の介護保険料と巻末に用語集を記載する予定としております。まず今回の資料に新たに追加いたしました第4章「施策の展開」、主な施策の説明についてご説明をいたします。 素案の37ページからご覧ください。基本目標1「介護予防と日常的支援の推進」。基本施策1「重度化防止に向けた介護予防の推進」でございます。（1）の一般介護予防の推進におきましては、介護予防教室の年間参加者数や、いきいき百歳体操等の通いの場の設置個所数を第9期計画の指標として設定し、通いの場の普及啓発を進め広げていきます。通いの場を拡充していくためには企画・運営を担う人が必要となるため、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携を図り、多様な通いの場の創出、担い手の育成に努めていきます。 （2）の介護予防・日常生活支援サービス事業におきましては、介護予防・自立支援、重度化防止の視点から要支援認定者などに該当した人が生活機能を改善するために運動プログラムを短期集中的に提供する通所型サービスCを主軸に総合事業を運営していく方向性といたしまして、事業対象者、要支援認定者が増加する中で引き続き通所型サービスCの事業所の数の確保に取り組めます。 次に、38ページをご覧ください。（3）自立支援に向けたケアマネジメントの推進におきましては、地域リハビリテーション活動支援事業における専門職派遣によるケアマネジメント支援体制を第9期計画の指標として設定することにより、より一層の介護予防ケアマネジメントの質の向上に努めていきます。 続きまして、39ページをご覧ください。基本施策2「生涯にわたる健康づくりの推進」についてでございますが、（1）の健康に関する正しい知識の普及啓発におきましてはフレイル予防に関する取り組みを推進することや、歯と口の健康や噛むことの大切さに関する正しい知識の普及啓発に努めます。 （2）の健康づくりへの支援におきましては、健診受診結果等のデータを活用した対象者に合わせた受診勧奨、受領勧奨を実施するなど効果的に市民に向け特定健診や保健指導を受けていただくための工夫を行ってまいります。その他、健康寿命の延伸を図ることを目的に健康づくりの推進に
-----	--

	協力できる企業等と積極的に協定を締結し、効果的な健康づくりの取り組みを実施していきます。 続きまして、40ページをご覧ください。（３）の運動等の推進におきましては、高齢者の自主的な健康維持・介護予防につなげるため「歩こうよ・歩こうね」運動等のウォーキングやスポーツ活動を推進していきます。さらに、個々の介護予防に対する活動を支援し、地域全体へと広げてまいります。 続きまして、41ページをご覧ください。基本施策３「各種支援サービスの充実」についてでございます。（１）の介護保険サービスにおきましては、今後の取り組みとしまして関係機関と連携し、要介護度や生活の状況に応じた介護保険サービスを提供するとともに、自立支援・重度化防止に向けた仕組みの確立に取り組んでいく予定としております。 （２）介護保険適用年齢に達している障がいのある人の高齢化に伴う支援につきましては、障がい福祉サービスの指定特定相談支援事業所や介護保険サービス事業所との連携を図りながら適切な支援に努めていきます。 続きまして、42ページでございます。（３）生活支援体制の整備の推進におきましては、高齢者の支援体制の整備のために関係機関と連携し、地域の活動や通いの場、健康体操などの情報を発信し、担い手を確保していくこととしております。 （４）街かどデイハウス通所事業におきましては、住民参加による活動を地域全体に広げ、高齢者の介護予防と地域福祉活動の向上を図ります。少し飛びまして43ページ、（７）地域包括支援センターの相談機能の充実におきましては、関係機関や専門機関と連携し、総合相談に対応するための強化策を継続的に行い、地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。 少し飛ばしまして47ページです。基本施策４「在宅医療の推進」でございますが、（１）在宅医療・介護連携推進事業の推進におきましては、医師会と連携して在宅医療・介護連携推進事業を強化し、多職種の連携を促進するための研修や普及啓発活動を関係機関と連携して実施していきます。医療と介護の連携を強化するための情報共有や医療機関、介護事業所とのつながりを示した資源集やマップの配布、市民向けにＡＣＰの普及啓発を行っていく予定としております。 （２）かかりつけ医等の普及啓発におきましては医師会、歯科医師会、薬剤師会、薬局と連携をいたしまして、かかりつけ医、歯科医、薬剤師、薬局の重要性について普及啓発の取り組みをいたします。また、地域包括支援センターとの圏域の担当医、認知症初期集中支援チームのサポート医と連携しまして、かかりつけ医のいない高齢者への適切な支援を行ってま
--	--

	います。 続きまして、48ページをお願いいたします。基本施策5「地域での見守り等による支援」でございます。（1）小地域ネットワーク活動の推進におきましては、高齢者の小地域ネットワーク活動におけるグループ援助活動を第9期計画の指標として設定し、いきいきサロンなど的高齢者の主体的な参加によるサロン活動の場として介護予防、ひきこもりの防止に向け各校区におけるサロン活動の周知啓発の支援に努めていきます。 49ページをお願いいたします。（3）生活困窮状態の高齢者の支援におきましては、生活困窮者自立支援機関を始め、地域包括支援センター、民生委員児童委員などとの連携を図り、生活困窮状態にある高齢者を早期に発見し、支援できる体制を強化していきます。 続きまして、50ページをお願いいたします。（4）高齢者等の孤立死防止・見守り活動におきましては、地域包括支援センター、民生委員児童委員、自治会、校区福祉委員会などと連携を強化し、高齢者等の生活実態を把握し、支援が必要な高齢者を早期に発見するための見守り体制を強化することで、高齢者等の孤立死を防止し、地域社会で安心して生活できる環境を整えてまいります。 （5）高齢者の見守りに関する協力機関の充実におきましては、地域全体での高齢者の安心と安全を確保し、見守り活動の質と量を向上させていただきます。 続きまして、51ページをご覧ください。基本目標2「認知症施策と支え合いの推進」。基本施策1「認知症とともに生きる地域づくり」でございます。（1）認知症サポーターの養成と活動支援につきましては、認知症サポーター養成数など、サポーターの増加を把握するための資料を第9期計画の指標として設定をし、認知症を支える取り組みに努めてまいります。 52ページをお願いいたします。（2）チームオレンジの構築におきましては、チームオレンジの構築に向けての取り組みを進め、また地域包括支援センターにおいても認知症サポーターステップアップ講座を実施し、地域づくりの担い手の育成を行ってまいります。 （3）認知症カフェの充実におきましては、認知症カフェや新しいカフェを立ち上げたい希望者に対して認知症地域支援推進員と地域包括支援センターが協力して支援を行い、将来的に認知症の患者や家族が主体となって運営する認知症カフェのサポートを実現してまいります。 続きまして、53ページをご覧ください。（4）協働による認知症にやさしい地域づくりにおきましては、「ゆめ伴プロジェクトin門真実行委員会」を通じまして、認知症高齢者や家族、その支援をするスタッフが生きがい
--	--

	や楽しみ、夢を実現するためのまちづくりを進め、市としても認知症支援を協働できる市としていく予定としております。また、認知症カフェやゆめ伴プロジェクト、市内の商業施設等の民間事業者とも継続して連携し、認知症の有無に関わらず安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。 続きまして、54ページをお願いいたします。基本施策2「認知症対策の充実」でございますが、（1）認知症相談及び認知症高齢者と家族への支援の充実におきましては、行政と市民が協働して認知症の理解を深める周知啓発活動を行ってまいります。地域包括支援センターや認知症地域支援推進員の相談コーナーを広め、不安を抱えた認知症の方や介護する家族の方が気軽に相談できる環境を提供してまいります。 次に、55ページをご覧ください。（2）認知症に関する正しい知識の普及啓発におきましては、商業施設との協働を通じて認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援し、正しい知識の普及啓発のためにイベントや教室を開催いたします。 （3）徘徊見守りネットワークの活用におきましては、行政と市民が連携をし、認知症の理解を深める周知啓発活動を強化してまいります。協定の締結先を増やし、地域住民に認知症への理解を促進し、認知症の方が安心して地域で生活できる環境を整えてまいります。 続きまして、56ページをお願いします。（4）若年性認知症施策の推進におきましては、若年性認知症専門医や医療機関と連携を図り、実態を把握し支援を行ってまいります。さらに、若年性認知症の早期発見と対応を促進するため若年性認知症に関する啓発を進めてまいります。 （5）緊急一時保護事業におきましては、対象者に関する情報の円滑な共有と関係機関との連携を強化し、迅速な緊急保護を実施していくよう努めてまいります。 続きまして、57ページをご覧ください。基本施策3「高齢者の権利擁護の推進」でございます。（1）成年後見制度の利用促進におきましては、判断能力が不足する高齢者に対して法的行為への支援を提供し、市民後見人の養成を進め、市民後見等の活用を周知してまいります。 （2）社会福祉協議会事業の日常生活支援事業の利用促進につきましては、判断能力の不足する高齢者や知的障がい、精神障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう普及啓発活動を強化し、金銭管理の提供をしてまいります。 続きまして、58ページをご覧ください。基本目標3「高齢者の尊厳の確保」。基本施策1「高齢者の人権の尊重と虐待防止」についてでございますが、（1）高齢者の虐待防止におきましては、市民に対して虐待に関す
--	---

	る正しい知識を普及啓発、相談窓口についての周知啓発の取り組みを行ってまいります。 60ページをお願いいたします。（２）養介護施設従事者等による虐待防止におきましては大阪府と連携し、身体拘束ゼロの取り組みを推進し、実態把握と対応の検討を通じて職員の技量向上に取り組んでまいります。引き続き、虐待防止や身体拘束ゼロを広めるために定期的な集団指導や研修を実施し、職員の意識改革とサービスの質の向上に努めてまいります。 （３）老人福祉施設への入所措置におきましては、将来的な措置の必要性を経済的・環境的理由で生活が困難な高齢者に対し、適切な養護老人ホームへの入所措置に努めてまいります。措置後は現状を確認し、必要な場合には地域で安心して生活できるよう支援をしてまいります。 62ページをお願いいたします。（６）高齢者からの人権相談におきましては、高齢者を含むさまざまな人権課題を抱える市民を対象に人権相談を実施しており、高齢者のさまざまな人権課題の相談窓口の認知を広めるため、さまざまな機会を通して周知を図ってまいります。 続きまして、63ページをお願いいたします。基本施策２「高齢者の孤立防止」でございますが、（１）閉じこもり予防と社会参加機会の提供におきましては、老人福祉センターや老人クラブを活用した生きがいくくりや社会参加を促進し、地域の活動に関心を持たない高齢者を積極的に参加させることに取り組んでまいります。具体的には老人クラブ活動や生涯学習、生涯スポーツに関する教室や講座を広く周知し、高齢者の参加を促進してまいります。 65ページをお願いいたします。基本目標４「生きがいくくりと社会参加の促進」。基本施策１「生涯学習・生涯スポーツの推進」についてでございます。（１）社会教育施設における各種講座の充実におきましては、さらに幅広い世代が楽しめる教室や講座を開催し、既存のプログラムを広く知ってもらうための普及周知を図ってまいります。また、若者向けにはSNSを活用して情報発信し、高齢者にも楽しくいきいきとした生涯学習ができる環境を提供してまいります。 69ページをお願いいたします。基本施策３「就労支援の充実」でございます。70ページ、（３）介護離職防止に向けた家族支援の実施におきましては、働く介護者の離職を防ぐために要介護者や家族介護者の家庭状況を考慮した適切なケアマネジメントを行い、必要なサービスへのサポートをいたします。認知症に関する相談の実施時間や場所を検討し、利用者が利便性の高い環境で相談できるよう努め、地域包括支援センターでの家族介護教室や相談窓口を継続して提供をしてまいります。 74ページをお願いいたします。基本目標５「住みやすい環境づくり」。
--	--

	基本施策1「福祉のまちづくり推進」でございますが、75ページをご覧ください。（4）こころのバリアフリーの啓発におきましては、学校と社会福祉協議会だけではなく、地域住民を巻き込んだ取り組みを展開し、高齢者の日常生活に根差した支援を行ってまいります。特に小学校での福祉教育では体験活動だけではなく、子どもたちが地域で暮らす高齢者に対して具体的なサービスを提供し、地域貢献を通じて福祉観を育むプログラムを実施しております。 続きまして、76ページからの基本施策2「住宅対策の推進」でございますが、77ページ（2）有料老人ホーム等の立入検査におきましては、高齢者が安心して住み続けられる環境を提供するため立入検査を実施してまいります。 78ページをご覧ください。基本施策3「安全・安心のまちづくりの推進」でございます。79ページの消費者被害の防止と対応におきましては、門真市消費者安全確保地域協議会におきまして高齢者、障がい者等の消費者被害を防止するため、新たな手法や視点での連携や取り組みを検討してまいります。 次に、80ページをご覧ください。基本施策4「災害や感染症対策に係る体制整備」でございます。81ページ（3）要介護者の福祉避難所の確保につきましては、社会福祉法人との間で災害発生時の福祉避難所の開設と運営に関する協定を締結し、避難所での生活が難しい要配慮者のために福祉避難所の確保に努めてまいります。 82ページをお願いいたします。基本目標6「総合的な推進体制の充実」。基本施策1「地域支援体制の充実」についてでございます。（1）地域ケア会議の推進におきましては、個別ケースの地域ケア会議から出てくる課題を蓄積の上、市での取り組みが必要な課題について日常生活圏域での地域ケア会議で検討をしてまいります。 84ページをお願いいたします。（3）地域支え合いの推進におきましては、全中学校区で地域会議が設立したことにより、地域の見守り活動や住民相互の交流等、地域課題解決に取り組んでまいります。 87ページをお願いします。基本施策2「情報提供の充実」でございます。（1）高齢者保健福祉施策の周知と利用意識の啓発につきましては、高齢者が適切に情報を利用できるよう広報紙やホームページ、市の施設でのリーフレット配布等を通じて情報を周知するとともに、外国人高齢者向けの情報提供を検討してまいります。 89ページをお願いいたします。基本目標7「安定的な介護保険事業の実施」。基本施策1「安心できる介護保険サービスの提供」でございます。今回の計画で新たに追加された目標になります。（1）居宅サービスの充
--	---

	実におきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、地域の必要に応じた在宅サービスの推進を支援し、必要なサービスが確保されるよう努めてまいります。 （２）地域密着型サービスの充実におきましては、単身高齢者等の在宅生を支え、地域全体でサービスの過不足が出ないよう日常生活圏域ごとに基盤整備の必要性を検討してまいります。 続きまして、90ページをお願いいたします。（３）施設サービスの充実におきましては、入所待機者の状況や自立支援・重度化防止による要介護認定者数の推移等を勘案し、中長期的な視点に立った施設サービスの累計必要量を見込み、地域密着型を含めた施設について整備、検討を行ってまいります。 続きまして、91ページをお願いいたします。基本施策２「介護給付適正化に向けた取組の推進」でございます。（１）介護給付等適正化に向けた取り組みの推進におきましては、事業所における運営指導に加え、対象事業者等を集めた講習方式の集団指導を実施し、事業運営の適正化を図ってまいります。 続きまして、92ページをお願いいたします。（２）認定調査体制の充実におきましては随時、認定調査員への指導を行い、客観的かつ正確な資料に基づく適正な認定に向けて取り組んでまいります。 基本施策３「介護サービスの質の向上」でございますが、（１）サービス提供事業所への指導・助言におきましては、介護給付等対象サービスの質を確保するために効率的・効果的な指導や監査を行ってまいります。指導や監査に当たりましては指定基準等に照らし、適切な指導や助言を行ってまいります。（２）介護支援専門員への支援におきましては、居宅介護支援事業所を対象に利用者に寄り添った適切なサービスの提供につながるプランとなるようケアプランの点検を行い、介護保険サービスやケアマネジメント等の質の向上を図ってまいります。 続きまして、同じページになります。基本施策４「介護人材の確保・業務効率化の取組の強化」でございますが、（１）介護人材の確保・定着支援におきましては、「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」を活用するほか、大阪府福祉人材支援センター等の関係機関と連携し、介護人材の確保に取り組んでまいります。以上が基本施策になります。 続きまして、93ページをご覧ください。第５章「介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み」ですが、第５章では介護保険サービスの供給量の推計と、門真市として施設サービス及び地域密着型サービスに関する基盤整備の必要性の検討を行いまして、第９期介護保険料を算定した経緯について記載する章となっております。先日12月22日に介護報酬改定
--	---

	等の給付費の算定に必要な方針が国から示されたところでありますので、まだ算定作業のほうは完了をいたしておりませんので、各サービス量につきましては見込みの額となっております。最終計画には最新の給付でありますとか、介護保険料の数字を載せることとしております。 説明が長くなりましたが、以上が議題１の説明になります。
事務局	引き続き、本日配布の差し替え資料ですが、基本施策２「社会活動の促進」と書いてございます差し替え資料につきましては、本日はご欠席ですが、増田委員さまからボランティアに関する記述のご意見がありまして、（２）の現状と課題の２つ目に下線を引いております１行を追記いたしております。もう１枚の基本施策３「就労支援の充実」と書いてございます差し替え資料ですが、シルバー人材センターより、数カ所、字句の修正や項目、内容を整理、修正した差し替えでございます。以上でございます。
岡田会長	ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問がございましたら挙手をしてご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
馬淵委員	幾つかありますが、35ページのことを今さら言うのも何ですが、業務効率化というのがよく出てきていますが、厚生労働省は今生産性向上何とかみたいなものを都道府県に設置するとなっていたかと思います。予算も取れていると厚生労働省からは聞いていますので、業務効率化というのを生産性向上というふうに全て書き換えていく方が、この３年間、大阪府との連携でやりやすいのかなとは思っておりますが、まず検討いただきたいところが１点です。 ２点目ですが、38ページの（３）自立支援に向けたケアマネジメントの推進というところですが、ケアマネの立場から言わせていただきますと、ケアマネジメントの質の向上のためにリハ職が口を出すというのは、ちょっと話が違うのではないかと。ケアマネジメントの質の向上は、あくまでケアマネージャーの各団体が行うものであって、例えば歯科医療の推進を別の団体が歯科医療の質の向上を看護協会が何か言うというのは、ちょっと話が違う感じがしてまして、ケアマネジメントのアセスメント支援というのは当然、医師、歯科医師、薬剤師の先生方を含めていろんなところから情報は集めてきてのアセスメント支援というのはあり得ると思うのですが、リハビリ職がケアマネジメントの質の向上をするために入るのだというのは、理屈としてケアマネージャーとしてはいかななものかと。あくまで専門職はその団体に基づいて専門性を上げていくというのが基本

	なのかなと思っておりますので、表現がこれではいかがかなというところ です。 次、51ページの認知症キャラバン・メイトのところですが、私はキャラ バン・メイト連絡会の委員で入っておりまして、実際のところポスターを 配るようなお金がなかったり、予算付けが全くありませんので、キャラバ ン・メイトの普及啓発をするにもポスターをつくる予算がない、旗をつく る予算がないと言われて困っていますので、ぜひとも計画の中にポスター 配布であるとか、リーフレット配布みたいなところを盛り込んでいただけ ると活動しやすい予算組になってくるのかなと思っています。 次が70ページですが、介護離職については非常に今問題が大きいとは思 うんですけども、実際のところ現場感覚とすると介護離職を考えるぐら いの人というのは本当に疲弊しきっている中で働いて、しかも夜介護をし ているような状況の中で、向こうからの発信を待つのでは遅いのではない かと。それこそリーフレットやパンフレットを商工会議所等々も通じて、 介護離職を考えている職員がもしあれば、どこどこに相談するようにとい うようなアウトリーチ的な施策をとっていかないと、昼働いて、土日介護 をしている人たちが、じゃあ包括に相談しようかという意識付けにはなら ないと思う。どこも人材不足で辞められたら困ると思うので、ぜひとも社 長さんであつたりとか、役員さんに向けて親の介護がといったときには、 ここに行ったらどうですかというような何か、私が思ったのは商工会議所 に一部入れさせてもらうとか、何かそういう活動を通じて向こうから発信 してもら方がいいのではないかなと思っています。 最後に92ページのケアマネージャーへの支援というところで、今後の取 組のところに介護保険事業者連絡会であるとか、ケアマネ協会の門真支部 と連携をとっていくみたいなのを一文入れていただけるとありがたい と思います。以上です。
岡田会長	ありがとうございました。これについて何か事務局でレスポンスお願 いしたいと思います。いかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。ただ今いただきましたご意見を修正いたしまし て反映させていただきます。
岡田会長	ありがとうございます。特に38ページは私の意見としては、ちょっと表 現は確かに介護予防ケアマネジメントの質の向上というのが、リハビリ専 門職どうこうというのはちょっと違和感がありますので、できましたら介 護予防の質の向上のためというようにしていただいて、実施をしています

	と。そして、介護予防を行うケアマネージャーがアセスメント支援としてというふうに文言を少しお変えいただいた方が、ここはすっきりするのではないかなと思いますので、その辺り少し修正をお願いしたいと思います。 もう1点、大事なところが出てきたんですが、最近、大阪府の審議会でも議論させていただいたんですけども、ビジネスケアラーという言葉が出てきて、仕事をしている人たちが介護をするという状況が非常に多くなってきている。そのために離職をしているという議論があって、そういった方をどういうふうに支援していくのかというのは、先ほどご提案があったように、ひょっとすると地域包括支援センター辺りがそういったことも含めて介護相談という形にするのがいいのか、その辺りは事務局でご判断いただきたいと思います。この辺りも意識して少しお願いしたいと思います。それを含めてヤングケアラーの話も同じですので、いわゆるビジネスケアラー、ヤングケアラー、あるいは老老介護の方々も含めて、地域包括支援センターが相談機関として適切に運営できるような形というのが望ましいかなと思いますが、その辺りは事務局にお任せしますので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
市原委員	52ページから55ページまでにかけて、「ゆめ伴プロジェクトin門真実行委員会」というものが出てきて、私どもボランティア団体を支援する立場で非常によく頑張っていたいただいている団体でして、そういう中でまず、この「ゆめ伴プロジェクトin門真実行委員会」と突然出てきても、これは意味が分からないのではないかなと思いまして、何らかの説明があった上でお願いしたいなと思うんですけども、よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。前回計画ではコラムの方で説明をさせていただいたんですけども、今回コラムは省いていますので巻末の用語集の方で掲載をさせていただこうと思っております。
市原委員	53ページの今後の取組内容のところにはカギ括弧が付いていまして、統一感を持たせて方がいいのではないかなと思いますのでよろしくお願いします。
岡田会長	ゆめ伴プロジェクトinの部分にカギ括弧があったり、なかったりという辺りは文言の統一をお願いします。

事務局	統一した表現にさせていただきます。ありがとうございます
岡田会長	他にいかがでしょうか。
吉田委員	数値だけのことですけれども、18ページの給付費の状況、令和4年度の例えば通所リハビリテーションの実績値を見ました。次に、97ページで同じく給付費の推計というところで、第9期の暫定値ということで数値が挙がっているんですけれども、通所リハビリテーションの数値と、上にあります居宅療養管理指導の数値があまりにも低いので、この数値というのは暫定値なのでこれから変わるんですよ。なぜかという、今、総合事業で通所型サービスCを門真市は、くすのき全体でそうですけれども押しています。通所Cを利用する方というのが、どうしても限定されてしまうので、それと総合事業でも今まで相当サービスを利用されていた方が利用できなくなって緩和型の方へ移行していった、かなり数値が低くなっている現実があるんですけど、相当サービスから緩和型という流れだけではなくて、通所リハビリテーションの方へ流れるということも見受けられる状況なので、これは暫定でこれから変わっていくのであれば何とも言えないんですけど、その数値でそういうことを感じました。 それと、地域支援事業に関しては今までくすのきの事業をそのまま踏襲するのではなく、社会福祉協議会の方へ大方移行するということになるのでしょうか。といいますのも、紙おむつの給付事業については、くすのきの事業でいうと、毎月かなりの枚数が支給されていたと思うんですが、社会福祉協議会の紙おむつ給付だと多分、年1回の配布で枚数に関してもあまり大きなものではなかったような気がするんですよ。そういうところもちょっと感じました。 それと、63ページの在宅介護の実態調査より要介護度が高いほど外出同行のニーズが高く、移送サービス、介護福祉タクシー等の利用希望者が高いという実態がありますよね。ただ、今のところ門真市の移動支援の施策というのは私たちもすごく不安に思っているところがありまして、これはやはり74ページの高齢者の免許返納にも大きく関わってくる問題だと思っています。京阪バスの路線も今回廃止になりましたし、ただただ施策がなくなる、打ち切るというのではなくて新たな代替策がない限り、高齢者の免許返納ということにはつながらないのではないかなというふうに資料を見て感じました。以上です。
岡田会長	ありがとうございました。これについて事務局、何かレスポンスがあればお願いしたいと思います。

事務局	ありがとうございます。通所リハの数字につきましては再度確認をさせていただきますまして検討させていただきます。 紙おむつの方は、門真市が引き続き地域支援事業として実施していく予定としております。上限額の方が若干下がる予定にはしていますが、社会福祉協議会の事業と並行して地域支援事業の方も門真市の方が実施していくことにしております。 要支援事業の免許返納につきましては、ただ今のご意見をお伺いしまして、ちょっと事務局の方で書きぶりの方は検討させていただきたいと思います。
岡田会長	よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。
山本委員	今、社会福祉協議会からの紙おむつの件の話がありました。45ページの家族にとっては精神的・身体的な面では本当に助かっています。しかし、嬉しい反面お願いしたいことがございます。一度、家族に紙おむつの状態を不都合がないかを聞いていただきたいと思います。といいますのも、要介護者には合わない商品がございまして。おむつのかぶれが出てきています。だから家族にとっては嬉しい反面、ちょっと手の込んだケアをしなければならないということがありますので、それは家族にちょっとお尋ねしてもらって、何がいいのか、もちろん中身もございましてしょうけど、本当はおしりふき、清拭布、それが一番欲しいとおっしゃる方が多いということで一度検討していただけたらなと思っています。 それから、32ページの第9期計画のめざすべき将来像と書いていますけれども、高齢者といえども市民の皆さんの望む包括的支援、地域では、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知高齢者、老老介護、障がい者、高齢の家族を介護し、育児もされている方、未成年者でもヤングケアラー、昨日か一昨日に政府が支援をするという話が出ましたので、これは門真市でもとにかくヤングケアラーの方を先にでもいいから検討していただけたらなと思っています。 それから、高齢者の方が今一番望んでいますのが23ページです。とにかく外に出て話がしたい、買い物に行きたい、笑顔で過ごしたいという方がほとんどですけれども、ほとんどの方がまず足がないということ、この問題が高齢者の方の悩みの一番大きい問題です。バスの件は廃止になったと前回聞きましたけれども、コミュニティバスは、私は門真のバスとして走っていただきたい。そうでなければ在宅の方は家に閉じこもる方が多くなって

	きていますので、何とか足だけをお願いできないかなと。検討していただけたらありがたいです。お願いいたします。
岡田会長	ありがとうございます。今のご意見について事務局から何かご発言があればと思いますがいかがでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。まず紙おむつの件ですけれども、おしりふき、清拭布等のご意見ですけれども、地域支援事業で紙おむつ支援事業をくすのき広域連合で支援しておりまして、引き続き実施はしていく予定とはしていますが、おしりふき等は地域支援事業の補助の対象外だったと思いますので、市が行う地域支援事業に関しましては対象外ということでご理解を願いたいと思うんですけれども、社会福祉協議会さんの事業内容につきましては詳しい資料がございませんが、また確認をさせていただきます。 ヤングケアラーに関しましてですが、35ページの基本目標6のところ記載をさせていただいております。記述としましてはこういう記述にはなりますが、今、ヤングケアラーを優先的に取り組んでいただきたいというご意見を受けまして、そのようにまた検討はさせていただきたいと思います。 移動支援、バスがなくなるといった現状ですけれども、この計画は高齢者の保健福祉計画になりますので、交通施策に関しましてはこの計画でなかなか書きづらいところもございますので、こういったご意見につきましては、まちづくりの担当課の方に伝えていきたいと思います。
岡田会長	ありがとうございました。最後に出てきた交通の支援については、大阪府の審議会でも議論になりまして、どこまでできるのか、これは財政上の措置の問題がありますので、ぜひ事務局としても他部局との連携をしながら進めていただければと思いますし、また府や国にも要望していただいて外出支援というのは高齢者だけではなくて、障がい者の方々にも非常に重要な施策となっておりますので、その辺りもご検討いただいて国にも要望していただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。それでは、他にいかがでしょうか。
馬淵委員	表現の問題になるかと思いますが、75ページ、こころのバリアフリーとなっていますが、今日的にはノーマライゼーションと表現する方がいいのか、分かりやすくバリアフリーと言っているのか、バリアがあるという前提でフリーになってしまうので、これは表現の問題ですのでバリアフリ

岡田会長	ーがいいのか、ノーマライゼーションという表現がいいのか、市民の方が分かりやすさというのでやっているのかというのは一度ご検討いただいて言葉とし表現をやっていただけたらと思います。 あと、51ページですけど一番最後、表の上に「あ」と入っているので「あ」は要らないと思います。 ありがとうございました。今、ノーマライゼーションという言葉が出てきたのですが、これはもう徐々に使われなくなってきました、ノーマルが果たして何をもってノーマルというのかという話になってきて、共生社会の中ではできるだけこの表現は使わないということで国としては、こころのバリアフリーという形。バリアフリーがまた分かりにくいカタカナ用語ですけど、その辺りはまた注釈でも付けて、用語集にでも付けていただければというふうに思っております。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
谷掛委員	3点ほどご質問させてください。1点目が37ページの表ですが、第9期の目標値で通いの場の設置箇所数が令和4年度、令和5年度の実績値よりも低い値で設定されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で低くされたのでしょうか。令和4年度とも比較しても低い理由を教えてくださいたいと思います。 2点目は在宅医療の推進でACPを記載していますが、市民対象との説明だったと思います。門真は施設も多い地域なので、施設の方のACPも大切だと思いますので、計画に記載いただけたらと思っています。 最後に81ページの継続的なサービス提供のところで、感染症対策の記載があります。介護報酬の改定で感染症対策を含めていただいているかと思うのですが、新型コロナ感染症流行時に、施設のクラスターが多く発生したので、施設の感染症対策はもう少し踏み込んだ内容とかを国や大阪府から記載した方がいいなどの方針があるようでしたら教えていただければと思います。以上、3点お願いいたします。 事務局よろしいでしょうか。
岡田会長	ご意見ありがとうございます。37ページの通いの場の数値は低くなっていますので、その辺はまた見直して検討させていただきます。
事務局	37ページについては、通いの場のいきいき百歳体操の認識の問題とかがあって、修正の関係で目標値が変えることができなかったもので、そこは増やさせてもらいます。

谷掛委員	事前に送った質問には入れてなかったのですが、施設のＡＣＰの件はいかがでしょうか。
事務局	施設入所の方のＡＣＰにつきましては今後の検討と考えております。施設に対してもメールで情報提供を定期的にしたりするので、そのような情報があれば入れさせていただきます。感染症対策は国、府等の内容を確認させていただきます。
岡田会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。私の方から１点だけ。これは情報共有としてお考えいただきたいことですが、ここには疑義はございませんけれども、先ほど７ページの高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進。これは今回出てきます６月に成立しました認知症基本法もこういった考え方に基づいて来年度、恐らく本市でも計画策定に入ることになりますと、来年度施行になりますので、来年度は国がまず計画をつくり、そして大阪府がその基本方針に基づき計画をつくり、そして各市町村が認知症基本法に基づく計画をつくるということが決まっておりますので、この辺りが非常に重要な案件になりますので、その辺りは少しお考えいただければというふうに思っております。私の方からは以上でございます。他に皆さん方で何かございましたら、ご遠慮なく申していただければと思いますが。
市原委員	全体のことでよろしいでしょうか。３ページですけれども、他計画との関係ということで説明がありますけれども、この中に２行目「都道府県が策定する介護保険事業支援計画は都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものでなければならない」となっておりますけど、下の表の中で大阪府の関連計画で大阪府の地域福祉支援計画は書かれているんですけれども、介護保険事業支援計画はここに入っていないのは何か意味があるのかおうかがいします。
事務局	記載漏れだと思いますので、都道府県の介護保険事業支援計画、大阪府の関連計画の中に追記をさせていただきます。
市原委員	大阪府の関連計画として並列して記載するということですか。
事務局	はい。もしかしたら大阪府さんの計画名称は大阪府高齢者計画という名称で、その中に介護保険事業計画が入っていた気もするので、それはまた確認させてもらいたいと思います。

岡田会長	事務局がおっしゃったように、私は審議会の会長ですので介護保険事業計画という名称の計画は、大阪府はつくっておりませんで、今、高齢者計画という形で2024か、そのような名前のもので記憶していますので、それは事務局で確認していただいて適切に対応していただければと思います。
事務局	今確認させてもらいましたら「大阪府高齢者計画 2024」と確かになっておりまして、その中に介護保険事業支援計画、老人福祉計画、介護給付適正計画、認知症施策推進計画が一体的になった名称となっています。
岡田会長	総体の名前が出ているということですね。ありがとうございます。非常に重要なご指摘でございました。他にいかがでしょうか。
市原委員	もう1点いいですか。今回、第9期につきましてはくすのき広域連合が3月末で終わりということで、3市についてはこの高齢者保健福祉計画の中に介護保険事業計画を一体で盛り込んで策定するということになると思うんですけども、この名称が非常に長いので、門真市高齢者保健福祉計画という従来の名前のままでもいいのではないかなと思ひまして、各市をちょっと見てみたんですけども、枚方市や寝屋川市、大東市辺りは高齢者保健福祉計画としかなっていないので、もうその方がいいのではないかなと思うんですけども。3市の中でその辺は調整されているのかなと思ひまして、ちょっと聞かせてほしかったです。
岡田会長	これは事務局がお決めになることで、最終的にはここでも決めることなんですけど、大きな都市ではほとんど併記をされているというようなことが多いのと。それから予算としては介護保険事業計画の方が大きいといひますか、もともと予算措置としては介護保険が主という語弊がありますが、その予算措置をするために介護保険事業計画というものをあてているので、もしやるとしたら両方の名前をとらない高齢者計画みたいな話になってきますので、今回の議論はこれでできるだけいかせていただきたいなとは思ひつています。今後の課題としては名称をどうするのかという課題があるということだけを、事務局にお含みおきをいただくということでお許しいただければありがたいと思ひます。
岡田会長	他にいかがでしょうか。では、ないようでしたら、この辺りで議論につきましては終わらせていただきたいなと思ひます。計画素案に関しましては

	さまざまなご意見をいただきましたので、事務局で一度持ち帰らせていただき修正を行った場合には、その点を私、岡田が修正案を確認させていただくということで一任をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
岡田会長	ありがとうございました。それでは一任ということで、お諮りをさせていただきましたので、その点を了解させていただきたいと思っております。それでは次第２、その他につきまして事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは議題２、その他についてご説明をいたします。本日、皆さまに議論いただいた素案につきましては、本日配布のパブリックコメントの資料に記載していますとおり、令和６年１月１０日から２９日までパブリックコメントを実施する予定です。次回の第５回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会は令和６年２月２０日（火）午後２時から開催を予定しております。会場につきましては、市役所の隣にございます中町ビルを予定しております。次回開催通知発送の際にまたお知らせをさせていただきます。議題としましては、パブリックコメントのご意見の内容を予定しております。議題２、その他についての説明は以上でございます。
岡田会長	ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。次回は会議の場所が違いますので、お間違いないように、また事務局から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら本日の第４回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会はこれをもって終了とさせていただきたい思います。本日はご多忙にも関わらずありがとうございました。また、皆さまにはよいお年をお迎えください。